

(設置)

第1条 豊かな文化・芸術の世界を堪能できる場を提供することにより、人々の来訪や交流を促し、もってまちのにぎわいの創出及び市民文化の向上を図るため、苫小牧市民文化ホール(以下「市民文化ホール」という。)を苫小牧市旭町3丁目3番3号に設置する。

(事業)

第2条 市民文化ホールは、次の事業を行う。

- (1) 市民文化ホールの施設及び設備を住民の利用に供すること。
- (2) 文化・芸術活動の振興及び支援に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 市民が集う場の創出に関すること。
- (4) 情報発信のための施設等の提供に関すること。
- (5) 市民が主体的に市民文化ホールの運営に関わる機会の創出に関すること。
- (6) 市内外の交流の促進を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(使用許可)

第3条 市民文化ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、[前項](#)の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、市民文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 市民文化ホールの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他市民文化ホールの管理運営上適当でないとき。

(使用料)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表](#)に定める使用料(附属設備については、規則で定める額)を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰することのできない理由により市民文化ホールを使用できなくなった場合その他相当と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に市民文化ホールを使用し、又は市民文化ホールを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に不正があったとき。
- (4) 市民文化ホールの管理運営上支障があるとき。

(使用の制限等)

第7条 市長は、市民文化ホールの管理運営上適当でないと認めた者に対し、市民文化ホールの使用を制限し、又は市民文化ホールへの入場を拒否し、若しくは市民文化ホールからの退場を命じることができる。

(特別な設備等の許可)

第8条 使用者は、市民文化ホールの使用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、市民文化ホールの使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が[前項](#)の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第10条 市民文化ホールの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、市民文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、市民文化ホールの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) [第2条各号](#)に定める事業の計画及び実施に関する業務
- (2) 市民文化ホールの使用許可及びその取消し等に関する業務
- (3) 市民文化ホールの維持管理に関する業務
- (4) その他市民文化ホールの管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に[前項第2号](#)に掲げる業務を行わせる場合における[第3条](#)及び[第6条](#)から[第8条](#)までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第12条 市長は、[前条第1項](#)の規定により指定管理者に市民文化ホールの管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に市民文化ホールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を受取させるものとする。

2 使用者のうち[別表](#)に定める施設を使用する者は、[第4条第1項](#)の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、[別表](#)に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、市民文化ホールの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、[附則第3項](#)の規定は、公布の日から施行する。

(苫小牧市民会館条例の廃止)

2 [苫小牧市民会館条例\(昭和43年条例第32号\)](#)は、廃止する。

(準備行為)

3 市民文化ホールの施設等の使用のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第4条及び第12条関係)

1 ホールA使用料

区分			午前	午後	夜間	1日
(1)	入場料を徴収しない場合又は入場料が500円以下の場合	平日	37,700円	50,300円	62,800円	150,800円
		土曜日、日曜日及び休日	47,100円	62,800円	78,500円	188,400円
(2)	入場料が500円を超え1,000円以下の場合	平日	56,500円	75,400円	94,200円	226,100円
		土曜日、日曜日及び休日	70,600円	94,200円	117,700円	282,500円
(3)	入場料が1,000円を超え2,000円以下の場合	平日	75,400円	100,600円	125,600円	301,600円
		土曜日、日曜日及び休日	94,200円	125,600円	157,000円	376,800円
(4)	入場料が2,000円を超える場合	平日	94,200円	125,700円	157,000円	376,900円
		土曜日、日曜日及び休日	117,700円	157,000円	196,200円	470,900円

2 ホールB使用料

区分			午前	午後	夜間	1日
(1)	入場料を徴収しない場合又は入場料が500円以下の場合	平日	12,500円	16,700円	20,900円	50,100円
		土曜日、日曜日及び休日	15,600円	20,800円	26,100円	62,500円
(2)	入場料が500円を超え1,000円以下の場合	平日	18,700円	25,000円	31,300円	75,000円

	合	土曜日、日曜日及び休日	23,300円	31,200円	39,100円	93,700円
(3)	入場料が1,000円を超え2,000円以下の場合	平日	25,000円	33,400円	41,800円	100,200円
		土曜日、日曜日及び休日	31,200円	41,600円	52,200円	125,000円
(4)	入場料が2,000円を超える場合	平日	31,200円	41,700円	52,200円	125,100円
		土曜日、日曜日及び休日	39,000円	52,000円	65,200円	156,200円

3 活動室等使用料

区分		午前	午後	夜間	1日
活動室1	平日	870円	1,160円	1,160円	3,100円
	土曜日、日曜日及び休日	1,000円	1,400円	1,400円	3,800円
活動室2	平日	1,390円	1,860円	1,860円	5,100円
	土曜日、日曜日及び休日	1,700円	2,300円	2,300円	6,300円
活動室3	平日	1,640円	2,190円	2,190円	6,000円
	土曜日、日曜日及び休日	2,000円	2,700円	2,700円	7,400円
活動室4	平日	1,970円	2,620円	2,620円	7,200円
	土曜日、日曜日及び休日	2,400円	3,200円	3,200円	8,800円
活動室5	平日	4,140円	5,520円	5,520円	15,100円
	土曜日、日曜日及び休日	5,100円	6,900円	6,900円	18,800円
活動室6	平日	4,560円	6,080円	6,080円	16,700円
	土曜日、日曜日及び休日	5,700円	7,600円	7,600円	20,800円
音楽スタジオ	平日	1,340円	1,790円	1,790円	4,900円
	土曜日、日曜日及び休日	1,600円	2,200円	2,200円	6,000円
ダンス練習室	平日	3,090円	4,120円	4,120円	11,300円
	土曜日、日曜日及び休日	3,800円	5,100円	5,100円	14,000円
美術創作室1・美術創作室2	平日	1,170円	1,560円	1,560円	4,200円
	土曜日、日曜日及び休日	1,400円	1,900円	1,900円	5,200円
和室	平日	2,410円	3,220円	3,220円	8,800円
	土曜日、日曜日及び休日	3,000円	4,000円	4,000円	11,000円
練習室兼ピアノ庫	平日	1,230円	1,640円	1,640円	4,500円
	土曜日、日曜日及び休日	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
多目的室	平日	8,490円	11,300円	14,100円	33,800円
	土曜日、日曜日及び休日	10,600円	14,100円	17,600円	42,200円
ギャラリー	平日				13,500円
	土曜日、日曜日及び休日				16,800円
託児スペース	平日	2,420円	3,220円	4,030円	9,600円
	土曜日、日曜日及び休日	3,000円	4,000円	5,000円	12,000円
エントランス等のスペース(1㎡あたり)		30円	40円	40円	110円
ホールA楽屋1・ホールA楽屋2・ホールA楽屋3		1,300円	1,300円	1,300円	
ホールA楽屋4・ホールA楽屋5		700円	700円	700円	
ホールB楽屋1・ホールB楽屋2		1,100円	1,100円	1,100円	
ホールB楽屋3		600円	600円	600円	
屋外スペース(1㎡あたり)		15円	20円	20円	60円

4 駐車場使用料

区分		1日
駐車場	1台1回	500円

- 備考
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 - 各時間区分(午前、午後、夜間又は1日の各区分をいう。以下同じ。)の開始及び終了の時刻は、規則で定める。
 - ホールA及びホールBの使用について、入場料の額が2以上定められている場合は、その最高額をもって入場料の額とする。
 - ホールA及びホールBを準備等のため使用する場合は使用料の額は、使用を許可した使用区分に係る使用料の5割に相当する額とする。
 - ホールAの一部を使用する場合の使用料の額は、使用を許可した使用区分に係る使用料の8割に相当する額とする。
 - ホールA、ホールB及びギャラリーについて、使用者が本市以外に住所又は事務所を有する者である場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、その10割に相当する額を加算する。
 - 活動室等について、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴する場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、その15割に相当する額を加算する。
 - 商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、その10割に相当する額を加算する。ただし、入場料等を徴する場合にあっては、この限りでない。
 - 使用許可を受けた時間区分を超過した場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、規則で定めるところにより計算した額を加算する。